

大田区MICE推進事業に係るウェブサイト運営要綱

6 産産発第 10814 号令和 6 年 7 月 1 日

産業経済部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネットを利用した大田区におけるMICE及び観光に係る情報発信を目的として、大田区が構築及び運営する「OTA MICE GUIDE」、「大田のお土産100選」及び「OTA!いちおしグルメ」のウェブサイトの適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) MICEサイト 大田区が、MICEを主催する事業者及びMICEの参加者に対してMICE関連情報を発信するために運営する「OTA MICE GUIDE」、「大田のお土産100選」及び「OTA!いちおしグルメ」のウェブサイトをいう。
- (2) コンテンツ MICEサイトに掲載する情報をいう。
- (3) サーバ MICEサイトの情報を保存する電子計算組織をいう。
- (4) トップページ MICEサイトの最も上の階層に位置するページをいう。
- (5) リンク MICEサイトから他のウェブサイトURLを画面上に展開できる設定をいう。

(MICEサイト統括管理者)

第3条 MICEサイトを構築し、円滑に管理運営するため、MICEサイト統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、産業振興課商業・観光振興担当課長とする。

3 統括管理者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) MICEサイトの構成の管理及び運営全般に関すること。
- (2) コンテンツの作成、更新及び削除に関すること。
- (3) サーバの管理に関すること。
- (4) MICEサイトのセキュリティに関すること。
- (5) MICEサイト保守及び運営業務を受託する事業者と行う連絡調整に関すること。
- (6) MICEサイトのアクセス件数の増加を促す運用策に関すること。
- (7) MICEサイトの運営に関し、関係部局と行う情報交換又は連絡調整に関すること。
- (8) その他MICEサイト全般に関すること。

(管理運営の委託)

第4条 MICEサイトの保守及び運営業務に係る業務は、事業者等に委託することができるものとする。この場合において、統括管理者は、第3条各号における事項を適切に行うため、事業者等を指揮監督しなければならない。

(掲載の手続)

第5条 MICEサイトにコンテンツの掲載を希望する区内に店舗等を設置して事業を営んでい

る個人又は法人等（以下「区内事業者」という。）は、別に定めるところにより、申込みを行うものとする。

2 統括管理者は、前項の規定により申込みのあったコンテンツについて、次条及び第7条の規定に基づき、情報の掲載の可否又は掲載した情報の削除等を判断するものとし、掲載を拒否した場合にあってはその旨通知するものとする。

（掲載するコンテンツの種類及び範囲）

第6条 MICEサイトに掲載することのできるコンテンツは、区の品位、公共性及び公益性を損なわないものであり、かつ、区民及び区内事業者に不利益を与えないものであって、次の各号に掲げる条件のいずれかを満たすものでなければならない。

（1） MICEサイトの閲覧者にとって大田区のMICE及び観光関連の情報を取得するために有益なもの

（2） 大田区の地域活性に資すると認められるもの

（3） その他MICEサイトに掲載するに相応しいと認められるもの

（掲載することができないコンテンツの種類及び範囲）

第7条 次に掲げる内容のコンテンツは、掲載してはならない。

（1） 大田区並びに大田区におけるMICE及び観光と関連性のないもの

（2） 公序良俗に反するおそれのあるもの

（3） 政治性のあるもの又は選挙に係るもの

（4） 宗教性のあるもの又は迷信、非科学的なものに関するもの

（5） 社会問題についての主義主張又は係争中の声明広告等に係るもの

（6） 個人・団体の意見広告及び名刺広告等に係るもの

（7） 法令等に違反するおそれのあるもの

（8） 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

（9） 区の品位、公共性及び公益性を損ない、又は区民及び区内事業者に不利益を与えると認められるもの

（10） その他MICEサイトに掲載することが不適切であると認められるもの

（個人情報及び知的財産権の取扱い）

第8条 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、大田区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第64号)の定めるところにより、適正な収集、管理及び利用を行わなければならない。

2 コンテンツの掲載に当たり、知的財産権（著作権、意匠権その他の知的財産に関して法令により定められた権利をいう。）に十分に配慮しなければならない。

（リンク先及び選定要件）

第9条 MICEサイトからリンクすることができるウェブサイトの提供元は、次のとおりとする。

（1） 国及び他の地方公共団体

（2） 公共的団体

（3） 区が出資している法人

（4） その他統括管理者が当該サイトを閲覧する者にとって有益と認める事業者、団体及び個

人

- 2 リンク先のウェブサイトの内容等は、原則として次の要件を備えているものとする。
 - (1) 宣伝又は営業活動に関する内容を掲載していないこと。ただし、区が施策を推進する上で必要な場合及び大田区ホームページ広告掲載取扱要綱（平成 21 年 6 月 5 日経広発第 1165 号区長決定）第 6 条に規定する場合を除く。
 - (2) 個人情報の取扱いについて、十分な配慮を行っていること。
 - (3) 明らかに公序良俗に反する内容又はこれに類する内容を掲載していないこと。
 - (4) 著作権法その他の関係法令に明らかに抵触する内容を掲載していないこと。
 - (5) 政治又は宗教活動に関する内容を掲載していないこと。
 - (6) 個人、団体等をひぼう又は中傷する内容を掲載していないこと。
- 3 第 1 項に規定する団体等のウェブサイトへリンクを行った後、前項各号のいずれかに規定する要件を欠くことが判明した場合は、統括管理者はリンクを解除するものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 5 月 1 日より適用する。